

岩見沢市新病院建設工事施工予定者選定に係る公募型プロポーザル

参加表明に係る質疑に対する回答

No.	項目	質問内容	回答
◆公告文			
1	9 契約の締結について (4)	「契約書作成の要否 要」とありますが、契約書締結時は、岩見沢市の建設工事標準契約約款を使用するとの理解で宜しいでしょうか。	本項における契約書とは、技術協力業務の契約書を指すため、市の建設工事標準契約約款は使用しません。
2	9 契約の締結について (5)	「技術協力業務及び新病院建設工事に係る～技術協力業務及び新病院建設工事の契約締結を中止し、又は契約を解除することがある。この場合において、生じた損害の賠償を本市に請求することができない」とありますが、契約書、業務仕様書等の契約書面に基づき要した費用については請求できるとの理解で宜しいでしょうか。	「公告文 9 (5)」では、予算が議決されなかった場合の技術協力業務及び新病院建設工事の契約に係る定めを記載しているため、令和6年度の予算が議決され、技術協力業務が契約締結された後に契約解除となった場合、「資料 1 技術協力業務契約書」第44条により損害賠償を請求することができるものとします。
◆実施要領			
3	I章 一般事項 6 技術協力業務の概要 (2) 見積上限額	技術協力業務については、優先交渉権者決定後、本プロポーザルにおける提出書類とは別に見積上限額の範囲内で見積書を提出するということが宜しいでしょうか。また、契約締結後、技術協力業務契約の約定に従い、委託料の増額事由が生じ、かつ、見積上限額の超過が見込まれる場合は、超過額についてご契約いただけるでしょうか。	お見込みのとおりです。 また、契約締結後の委託料の増額は原則認めません。ただし、発注者からの指示による追加業務に伴う委託料の増額について、現在提示の見積上限額の超過が見込まれる場合は、協議によることとします。
4	I章 一般事項 8 各JVの構成に関する事項	電気設備及び機械設備工事について、大規模工事のため甲型JVではなく、工区を分担する乙型JVでの結成も可としていただけないでしょうか。	原則として乙型JVの構成員は甲型JVとし、乙型JVを構成員とする乙型JVは不可とします。ただし、各JVの構成については参加資格要件ではないことから、特別な事情があると認めた場合には優先交渉権者の特定後、協議の上決定します。

No.	項目	質問内容	回答
5	IX章 三者協定の締結 2 三者協定の締結 (3)	「内訳明細書を基に発注者が決定した合意金額以内での工事の実施に向けて本業務を実施することを合意し、」とありますが、合意金額については、発注者と優先交渉権者の双方が合意の上で、発注者が決定すると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
◆様式			
6	様式 5 会社概要	様式に記載する技術職員数・資格については、主担当となる支店配属社員における該当人数を記載すれば宜しいでしょうか。	「様式 2 参加表明書」に記載する会社における技術職員数・資格を記載してください。 なお、主担当が支店となる場合、「様式 2 参加表明書」には主担当となる支店名を記載してください。
7	様式 5 会社概要	市町村税については、岩見沢市発行のものを添付するという理解で宜しかったでしょうか。また岩見沢市税の納税義務が無い場合の対応についてもご教授ください。	「様式 2 参加表明書」に記載する会社の住所又は所在地のある市町村における市町村税の納税証明書を提出してください。
8	様式 6 会社の同種工事等実績調書	「その工事等に携わったことを証明できる書類を提出」とありますが、様式に記載される内容を含む書類（契約書・図面等）を添付すれば足るという理解で宜しかったでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、同様式備考欄に、「1. 公募型プロポーザル実施要領 I 7 (15) に定める・・・」とありますが、「1. 公募型プロポーザル実施要領 I 7 (16) に定める・・・」に訂正させていただきます。
9	様式 7 配置予定技術者調書	「技術協力責任者及び各技術協力担当者並びに監理技術者が、その業務に携わったことを証明できる書類を提出すること」とありますが、証明書類として、(CORINS) (PUBDIS) に登録がされていない場合、自社発行の証明書を提出する対応で構いませんでしょうか。 また、「現在、従事している全ての設計業務（技術協力を含む）及び工事」に関しても証明書類の添付が必要でしょうか。	原則として、自社発行の証明書ではなく、発注者へ提出した重要事項説明書など他者への提出物による証明としてください。 また、「現在、従事している全ての設計業務（技術協力を含む）及び工事」に関する証明書類の提出は不要とします。

No.	項目	質問内容	回答
10	様式7 配置予定技術者調書	電気設備工事・機械設備工事については最終的に乙型JVの構成員が担当することとされております。参加申請時に配置した技術協力担当者（電気設備・機械設備）についての業務関与の考え方についてご教授ください。	主として、発注者及び実施設計者との打合せ等において、施工予定者の窓口として総合的な調整及び協議を行うことを想定しています。 最終的な乙型JVの構成員への本提案内容や技術協力業務内容等の意思伝達についても業務範囲とします。
◆資料4 三者協定書			
11	第5条 第1項	「合意金額は、本工事における工事費の上限となる」とありますが、工事請負契約締結後は、合意金額にかかわらず、岩見沢市工事契約約款等の契約条件に従い、請負代金額を変更するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	第5条 第2項	「賃金水準又は物価水準の変動については、考慮しない」とありますが、発注者指示による変更については、賃金水準又は物価水準の変動を考慮せず変更した上で、発注者又は施工予定者が、賃金水準又は物価水準の変動により合意金額が不相当となったと認めるときは、第6条に従い、請求することができるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	第5条 第3項	「合意金額の増額は、特別の事情がない限り行わない」とありますが、外的要因などの施工予定者の責に帰すべき事由でなく、金額が増加する場合は、合意金額の増額を認めていただけるでしょうか。	外的要因などの施工予定者の責に帰すべき事由でなく、金額が増加する場合は、第6条（賃金又は物価の変動に基づく合意金額の変更）が適用され、これに従い合意金額の見直しがされるものとなります。
14	第6条 第2項	「変動前合意金額の1000分の15を超える額につき、合意金額の変更に応じなければならない」とありますが、岩見沢市の建設工事標準契約約款同様、予期することのできない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレ	お見込みのとおりです。

No.	項目	質問内容	回答
		ーションを生じ、合意額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、合意額の変更を請求することができるかと理解して宜しいでしょうか。	
15	第6条 第3項	「物価指数等に基づき発注者と施工予定者とが協議して定める」とありますが、適切な指数が示せない場合、実勢価格に基づき協議させていただけるでしょうか。	実勢価格に基づいて協議する場合は、実勢価格が適正であるかどうかを判断するための根拠が必要となります。
◆資料5 業務仕様書			
16	I 業務概要 4 その他 (11)	「本契約締結時に委託者と受託者において合意した工事費を上限とし、かつ、工期を厳守し、委託者が別途発注した設計業務の受注者が行う設計に対する技術協力を行うこと」とありますが、工期を厳守すべく技術協力を行った上で、外的要因などの受託者の責に帰すべき事由でなく工期を厳守できない場合は、工事請負契約時において協議をしていただけるでしょうか。	工期を厳守すべく技術協力を行った上で、外的要因などの受託者の責に帰すべき事由でなく工期を厳守できない場合は、発注者において工期の厳守が困難と判明した時点において協議するものとします。
17	II 業務仕様 3 業務内容等 ア	「ア 設計全般に対する技術検証」について、具体的にどのような業務を想定されているかご教示下さい。	実施設計者による設計全般に対する、経済性や施工性等の技術検証を想定しています。
18	II 業務仕様 3 業務内容等 ウ	「ウ 技術情報（本プロポーザルで採用された技術提案等を含む）等の提出」について、具体的にどのような業務を想定されているかご教示下さい。	施工予定者によって提案された技術提案に対する、費用や施工方法等の技術情報の提出を想定しています。
19	II 業務仕様 3 業務内容等 エ	「エ 技術提案（本プロポーザルで採用された技術提案等を含む）及び補助業務」について、設計者にて作業される範囲と設計技術協力者の区分についてどのように想定されているかご教示下さい。	施工予定者による業務範囲について、「資料5 業務仕様書 II 3 エ」①から⑦に記載する業務を想定しています。

No.	項目	質問内容	回答
20	Ⅱ 業務仕様 3 業務内容等 ケ	「ケ 報告書の作成」について、具体的にどのような業務を想定されているかご教示下さい。	「資料5 業務仕様書 Ⅱ 4 (1)」に記載する成果物のうち、イからケに記載する成果物を除き、本業務において施工予定者が実施した業務について、報告書としてまとめることを想定しています。
21	Ⅱ 業務仕様 3 業務内容等 コ	「コ 近隣環境予測のためのシミュレーション支援」について、シミュレーション業務は設計技術協力者にて実施するとう理解でしょうか。想定をご教示下さい。	お見込みのとおりです。 また、想定されるシミュレーションは、「資料5 業務仕様書 Ⅱ 3」に記載のとおりです。
22	Ⅱ 業務仕様 3 業務内容等 サ	「サ 材料見本による各所材料選定及び確認の支援」について、設計者にて実施される業務との区分あればご指示ください	材料候補のコスト面・性能面の情報提供等を想定しています。
23	Ⅱ 業務仕様 3 業務内容等 シ	「シ プレゼンテーションパネルの作成等、発注者が各所材料を決定するために必要な資料作成支援」について、設計者にて作業される範囲との区分についてどのように想定されているかご教示下さい。	材料候補の取り寄せ収集及びパネル作成（仕様については要調整）を想定しています。
24	Ⅱ 業務仕様 3 業務内容等 ス	「ス 発注者の要望に応じた各種データ・資料等の作成支援及び提供」について、具体的にどのような業務を想定されているかご教示下さい。	院内会議等において使用する各種データ・資料等の作成支援及び提供を想定しています。
25	Ⅱ 業務仕様 3 業務内容等 セ	「セ 各種会議体の記録作成」について、会議体の種類に想定があればご教示下さい。 また、技術協力担当者の会議体に出席に関しては、関係時のみの出席対応で宜しかったでしょうか。	実施設計段階における会議体については、本プロポーザルの公告時点では未定です。また、技術協力担当者の会議体への出席については、原則として、当該担当者が担当する部門に関する会議について出席することとします。ただし、発注者が別に指示する場合はこの限りではありません。
26	Ⅱ 業務仕様 3 業務内容等 タ	「タ その他必要となる調査協力等」について、具体的にどのような業務を想定されているかご教示下さい。	施工予定者からの技術提案や実施設計者による設計に対する発注者による採否の決定に際し、その判断材料となる調査協力等を想定しています。